



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 流域治水シンポジウム2022を開催します！

関東地方整備局  
河川部

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む、「流域治水」への転換が全国的に進められ、令和3年1月1日には、流域治水の実効性を高める流域治水関連法も全面施行されました。

この度、先進事例の取組の紹介などから「流域治水」について少しでも多くの方に知っていただき、地域住民、各種団体の皆様と一緒に「何ができるのか」を考えることを目的にシンポジウムを開催します。

- (1) 開催日時：令和4年3月8日（火） 13：00～15：30（予定）
- (2) 開催方式：WEB（ZOOM）方式、対面方式の併用（事前申込み制）
- (3) 開催場所：埼玉県県民健康センター大ホール  
（埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1）
- (4) 主な内容：基調講演  
「流域治水に関する先進事例等」  
「気象災害から命を守るために～近年の異常気象と防災情報の活用法～」  
パネルディスカッション  
『『流域治水』に対し、地域住民、各種団体にできること』
- (5) 主催：国土交通省 関東地方整備局
- (6) 後援：全国地方新聞社連合会
- (7) その他：・開催後、動画は関東地方整備局公式YouTubeにて公開します  
・本シンポジウムは「土木学会 継続教育（CPD）プログラム」です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_0000607.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_0000607.html)

### 2. 建設工事における労働災害防止に関する資料をweb掲載します ～建設業における労働災害防止対策の推進に向けて～

関東地方整備局  
建政部

建設業の健全な発達を促進するうえで、建設現場で働く労働者が安心して従事できる環境を整えることは重要な課題です。

このような中、建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあるものの、他産業と比較すると引き続き高い水準となっています。

こうした状況を踏まえ、建設工事における労働災害防止に向け、より一層の安全意識向上を図るため、建設業団体、建設企業、地方公共団体、民間発注者団体など、建設業に関わる方々に、安全意識の更なる向上に役立てていただけるように、建設工事における労働災害防止に関する資料をwebに掲載します。

●掲載場所：関東地方整備局ホームページ  
(URL) (<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000011.html>)

●掲載内容：

1. 「建設業における労働災害防止対策について」  
厚生労働省埼玉労働局労働基準部健康安全課
2. 「足場等に係る安全対策について」  
全国仮設安全事業協同組合関東支部
3. 「関東地方整備局管内の工事事故の現状と対策について」  
国土交通省関東地方整備局企画部技術調査課

※例年、国土交通省関東地方整備局及び厚生労働省埼玉労働局の共催により「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を開催しておりますが、今年度は昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会に代えて行います。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/park\\_00000137.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/park_00000137.html)

### 3. 「ICT施工Webセミナー」の実施結果について

関東地方整備局  
企画部

国土交通省関東地方整備局では、ICT 施工に関する人材を育成するため、関東 DX・i-Construction 人材育成センターから Web セミナーを実施しました。  
今年度は、合計 4 回開催し総計 2,100 名を超える皆様にご参加いただきました。  
セミナーの実施結果を公表いたします。

詳細は、本文資料(PDF)別添資料をご参照ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000920.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000920.html)

### 4. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、436 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/gi\\_jyutu/index00000022.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 各広域ブロックの地域づくりの取組が進んでいます ～国土形成計画（広域地方計画）中間評価の公表～

平成28年3月に策定された「国土形成計画（広域地方計画）（以下「広域地方計画」という。）」の取組について、中間評価を実施しましたので、その結果を公表します。

広域地方計画の取組については概ね進展していますが、今後、中間評価の結果も踏まえつつ、広域地方計画協議会を中心として、有識者の意見聴取等を行いながら、新たな広域地方計画の策定に着手していきます。

○北海道・沖縄県を除いた全国8つの広域ブロック（圏域）毎に、当該広域ブロックの自立的発展に向けた、概ね10年間の地域のグランドデザインとして、「広域地方計画」が策定（平成28年3月）されています。

○策定から5年を経過したことから、計画前半期を総括する中間評価を実施し、今般、広域ブロック毎の広域地方計画協議会において、広域地方計画の中間評価についてとりまとめましたので、その結果を公表します。

○現在、国土形成計画（全国計画）については、昨年9月から、新たな計画の策定に向けた議論が、国土審議会計画部会で進められています。

この議論を踏まえ、今後は、新たな広域地方計画の策定にも着手してまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09\\_hh\\_000120.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000120.html)

### 2. ダumping対策の取組状況の「見える化」を踏まえた 地方公共団体へのフォローアップ調査を実施しました！ ～人口10万人以上の市におけるダumping対策が大きく進展～

昨年10月にとりまとめ・公表したダumping対策の取組状況の「見える化」の結果を踏まえ、地方公共団体へ個別ヒアリングを行い、対策の強化についての状況を聞き取った結果、ヒアリング対象54団体のうち30団体にて基準の引き上げなどの対策が進展しました。

#### 1. 背景

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダumping受注の防止が明記されており、入契法適正化指針においてはダumping受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適

宜見直すこととされています。

国土交通省では、昨年10月に全国の各市区町村におけるダンピング対策の取組状況について、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果を取りまとめることにより、「見える化」を実施、公表※するとともに、ダンピング対策の取組の更なる推進を図るために、その結果に基づいて個別ヒアリングを実施することとしていました。

※ダンピング対策の取組状況の「見える化」の公表資料は、下記国土交通省ホームページに掲載しております。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00069.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00069.html)

## 2. ヒアリング結果

調査基準価格又は最低制限価格の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万人以上の市（54団体）を対象に個別にヒアリングを実施し、基準の改正や課題、ダンピング対策の取組状況等について聞き取りを行いました。聞き取りの結果、54団体中30団体については算定基準の引き上げを予定している又は引き上げ済みであることを確認したほか、その他の多くの団体でも現状を踏まえて前向きに検討していく旨を確認しました。国土交通省では公共工事の入札契約におけるダンピング受注防止の徹底が図られるよう、「見える化」等の取組を引き続き行ってまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00090.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00090.html)

## 3. 「道の駅」の第56回登録について

～今回3駅が登録され、全国で1,194駅となります～

今回、市町村より申請のあった3駅を、新たに「道の駅」として登録することにしました。これにより、全国の道の駅は、合計で1,194駅になります。

「道の駅」は、平成5年の制度創設以来、四半世紀が経過し、国土交通省では、2020年から第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」として位置づけており、新たに加わった道の駅とともに取組みを進めてまいります。

### (1) 道の駅の登録数

1,191駅（これまで）+3駅（今回）=合計 1,194駅

※前回は令和3年6月に6駅登録

### (2) 道の駅の登録について

道の駅は、市町村等からの申請に基づき、国土交通省道路局で、要件を満たすものを、道の駅として毎年登録しています。

道の駅の主な要件については、以下の通りです。

・無料で24時間利用できる

① 十分な容量を持った駐車場

② 清潔なトイレ（原則、洋式）

③ 子育て応援施設（ベビーコーナー等）

があること。

・道路及び地域に関する情報を提供する施設があること。

・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設があること。

・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。

※全国の「道の駅」の一覧については、以下のURLを参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001515.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001515.html)

#### 4. 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～所有者が分からない土地を地域のためにもっと使いやすく、管理を適切に！～

所有者不明土地が東日本大震災の復旧・復興事業などの妨げとなっていたことを契機に、平成30年に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が制定され、所有者不明土地を地域のために役立てる制度や収用手続きの迅速化のための制度が創設されました。今後も引き続き所有者不明土地の増加が見込まれる中、その利用の更なる促進を求める声や、管理がなされていない所有者不明土地がもたらす悪影響を懸念する声が高まっています。このため、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が、2月4日、閣議決定されました。

##### 1. 背景

人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しています。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」は喫緊の課題です。このため、市町村をはじめとする地域の関係者が行う施策を支える仕組みを充実させることが必要です。

##### 2. 法律案の概要

###### (1) 利用の円滑化の促進

- ・所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設等の整備を追加
- ・民間事業者が実施する地域福利増進事業のための土地の使用権の上限期間の延長や、事業計画書等の縦覧期間の短縮等を措置
- ・老朽化の進んだ空き家等がある所有者不明土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続きの対象として適用

###### (2) 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

- ・法目的に、現行の「利用の円滑化」だけでなく、「管理の適正化」を位置付け
- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度を創設するとともに、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与
- ・代執行等の準備のため、所有者探索に必要な公的情報の利用等を可能とする措置を導入

###### (3) 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- ・市町村は、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能
- ・市町村長は、所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組む法人を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
- ・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、国土交通省職員の派遣の要請が可能

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo02\\_hh\\_000001\\_00030.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00030.html)

## 5. 「まちづくりアワード」創設！ 第1回の募集を開始します ～優れたまちづくりの取組、構想・計画の応募をお待ちしています～

国土交通省では、都市における種々の課題解決や良好な環境の創造、地域の価値向上を図る先導的な取組、新技術を活用した先進的な取組、従来に無いアイデアによる魅力的な取組など、まちづくりのあらゆる取組の中から特に優れたものを表彰する【まちづくりアワード】を創設しました。

この度、第1回まちづくりアワードの募集を開始します。優れたまちづくりを実践している団体、独自のアイデアを構想・計画として形にした団体など、多くの皆様からの積極的な応募をお待ちしています。

### 1. 募集対象

＜実績部門＞

都市の種々の課題解決や、地域における良好な環境の創造、地域の価値の維持・向上などを実現している先導的な取組

＜構想・計画部門＞

自らが掲げるテーマに基づき作成した、まちづくりの構想や計画

### 2. 対象者

まちづくり団体等（まちづくり会社、NPO、一社・公社、一財・公財、協議会、民間企業、大学の研究室や市民サークル等の任意団体等）及び、地方公共団体

### 3. 締切

令和4年3月18日（金）18時必着

### 4. 表彰

受賞者については、国土交通省が6月に開催する表彰式で表彰を行う予定です。

※詳細については、「別紙」及び「募集要領」をご確認ください。

※募集要領は「官民連携まちづくりポータルサイト」に掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/toshi/japan-event/>

（官民連携まちづくりポータルサイト→国のイベント情報→まちづくり月間）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000365.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000365.html)